

# 国営かんがい排水事業の末端支配面積について

昭和62年3月27日付62構改D第303号  
最終改正 平成2年8月1日付2構改D第486号

各地方農政局長  
北海道開発局長  
沖縄総合事務局長 殿  
北海道知事

構造改善局長

国営かんがい排水事業の末端支配面積を下記のとおり定めたので、事業の実施に当たり、遺憾のないようにされたい。

なお、かんがい排水事業量基準について(昭和25年2月1日付け25地局第229号農林省農地局長通知)は、廃止する。

おって、貴局管内の各都道府県知事に対しては、貴職からこの旨通知されたい。

記

地帯区分	受益地	事業目的	末端支配面積	備 考
内地	水田	かんがい・排水	おおむね500ha以上	ただし直轄明渠排水事業については、おおむね100ha以上とする。
	畑	〃 〃	〃 100 〃	
北海道	水田	かんがい 排水	〃 500 〃 〃 200 〃	
	畑	かんがい・排水	〃 100 〃	
離島	水田	かんがい 排水	〃 500 〃 〃 200 〃	
	畑	かんがい・排水	〃 100 〃	
沖縄	水田	かんがい・排水	〃 200 〃 〃 50 〃	
		〃 〃		

ただし、畑を受益地とする農業用排水施設に係る事業において、多目的かんがいの実施の必要性又は地形若しくは営農団地の状況等の要因から、末端支配面積がおおむね20ha以上100ha未満(沖縄県にあっては20ha以上50ha未満)のファームポンドを設置することが必要である場合にあつては、上表にかかわらず、当該事業に係る末端支配面積は当該ファームポンドの末端支配面積以上とする。